

[事案 29-262] 解約無効等請求

・平成 30 年 4 月 27 日 裁定終了

※本事案の申立人は法人である。

<事案の概要>

余命宣告された被保険者が契約を解約したのは錯誤によるものであるとして、解約の無効およびリビング・ニーズ特約保険金と死亡保険金の差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 8 月に契約した定期保険について、以下の理由により、平成 29 年 5 月の解約は無効であり、同年 9 月に支払われたリビング・ニーズ特約保険金と死亡保険金の差額を支払ってほしい。

- (1) 代表取締役である被保険者は、錯誤にもとづき、本契約を解約したものである。被保険者は解約時点で余命宣告をされており、本契約を解約することはあり得ない。
- (2) 当社は、保険会社担当者からリビング・ニーズ特約の説明・案内を受けていない。そのため、被保険者はリビング・ニーズ特約の請求を行わないまま、解約を行った。
- (3) 解約時の被保険者の病状は一見して明らかなものであり、保険会社担当者は解約の申し出があった際にリビング・ニーズ特約の請求案内をすべきであった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 担当者は、被保険者から、代表取締役の退任を理由に本契約を解約する意思を伝えられたので、契約者を個人名義に変更して保障を継続することができる旨を説明したが、個人では保険料を払うことができないとして解約したものである。
- (2) 担当者は解約時、被保険者が余命宣告を受けていたことを知らなかった。
- (3) 解約について、申立人に錯誤はなく、仮に動機の錯誤が存在するとしても、動機は表示されておらず、動機の錯誤は成立しない。
- (4) 平成 29 年 9 月に、申立人へリビング・ニーズ特約保険金を支払ったのは、解約を無効と判断したものではなく、被保険者の余命が書かれた診断書の提出により、保障期間内に申立人がリビング・ニーズ特約の支払要件に該当していたと判断し、支払ったものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時および解約時の事情等を把握するため、申立人代表取締役および監査役、保険会社担当者および解約時に同席した同担当者の上司に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により本契約の解約の無効は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。

- (1) 申立人は、被保険者が「本契約を継続したまま保険金の支払いをうけることはできない」と誤信して解約したと主張しているものと解されるが、この点についての錯誤は、意思表示をするための動機の錯誤にあたる。動機の錯誤により解約の無効が認められるためには、

意思表示時に、保険会社に対してその動機が表示されていなければならないが、提出された証拠および事情聴取の内容を踏まえても、申立人が、保険会社ないし担当者に対して、上記の点について動機を表示していたとは認められない。

- (2) 保険会社担当者は、契約時の募集人であるが、契約時、解約時のいずれにおいても、説明義務違反があったとまでは認められなかった。